

壊れゆく“若者たち”

File.92 デジタル症候群 ゲーム条例が「合憲」と判決された事例に対する見解

文 石井 通明 text by Michiaki Ishii

「ゲーム条例」という条例をご存知でしょうか？2020年香川県で、ネット・スマホ依存を危険視する観点から「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」という条例が施行されました。日本初のゲーム依存症対策に特化した条例であり、インターネットとコンピュータゲームの利用時間を規制する条例です。同条例は18歳未満を対象として、ゲームの利用時間を1日60分、休日は90分までとし、スマートフォンは中学生以下が21時まで、それ以外は22時までとする目安を設け、家庭内でのルール作りを促しています。また、学習目的での利用についてはその限りではなく、条例に違反しても罰則などの規定はないとしています。そのため、条例の実効性は低いが、「家庭への介入」「ゲームと学業との両立は可能」などの反発意見もあり、条例での規制についても専門家の意見が分かれているのが現状です。その「ゲーム条例」に対し、「子どものインターネットやゲームの依存対策として利用時間の目安などを定めた香川県の条例は憲法違反だ」として高松市出身の大学生と母親が県に損害賠償を求めた裁判が開かれました。高松地裁は「憲法には反していない」と判断し、原告の訴えを退ける判決を言

い渡しました。この裁判の結果から言えることは、香川県が制定したゲーム条例は「依存症対策と子どもの学力低下を避けるために設けた、ネット・ゲームの利用時間に対する努力目標」という見解です。18歳未満の子どもの未来を案じた上で、子ども自身や家庭でコントロールできない部分を、明確な数字で制限するという県の方針を裁判官は認める形になりました。実際に香川県の小中学生の学業成績が全国平均と比べて低下していることや、子どものネット・ゲーム依存は成人の薬物依存と同様の危険性の高い問題であること、WHOがゲーム障害を疾病として認定したことなどがこの条例発足の背景にあります。ネットの発達により、世の中はともにも便利になりました。また、ゲームなどの娯楽が増えたことにより人生が豊かになる一面もあります。しかし、その一方で深刻



Profile
東京都大田区生まれ。
英国ウエールズ大学 MBA (経営管理修士)。
日本交渉学会会員。ハーバード流交渉学・消費者行動心理学・コンフリクトマネジメントを研究。日本コールセンター協会情報調査委員。
株式会社クロス取締役 COO
長年コールセンター運営に携わり、人と人のコミュニケーションについての研究を進めている。思いやりのコールセンターを展開。
becall103-6420-2088
[http://www.beall.jp]

な依存症に悩む人が増えています。健全な社会生活が送れなくなっているからでは回復に時間がかかることも、失うものも多いのが事実です。なぜこの条例が制定されたのか、背景まで理解した上で、自分や自分の子どものネット・ゲームを利用する時間や頻度などについて、いま一度見直す必要があるでしょう。



「最高の結果を得る『戦略的』交渉の全技術」
日本実業出版社
定価・1500円(税別)